平成２３年（フ）第３５号
京都府亀岡市畑野町土ケ畑大タワ１番地164
債務者　鈴木　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
京都府亀岡市篠町広田２丁目33番６号
債務者　長谷川ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目10番４号206号
債務者　豊原　玲那（旧姓藤田・旧姓名豊原優子）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
大阪市平野区瓜破東３丁目６番49―408号、申立時の住所大阪府羽曳野市島泉７丁目６番15号
債務者　村田　智枝（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
堺市南区晴美台１丁29番７―106号、前住所堺市南区晴美台１丁29番５―103号
債務者　麺処れんげ屋こと　池渕　清英
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
堺市南区赤坂台３丁９番13―501号
債務者　佐藤　信宏
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
堺市南区赤坂台３丁９番13―501号
債務者　佐藤悠紀子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
堺市南区高倉台３丁２番３―803号
債務者　中村　　司
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
堺市東区北野田314番地９
債務者　下出ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
大阪府高石市東羽衣７丁目３番17号
債務者　西村　達也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
堺市西区鳳北町４丁183番地３　タエマンション105号
債務者　モリタ電気計装工事こと　森田　　繁
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
堺市中区深井畑山町225番地６　ルーチェⅢ番館212号
債務者　森田喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
堺市中区深井北町814番地１　４棟201号
債務者　竹間　一也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字歌枕45番地
債務者　齋藤　麻衣
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１９号
群馬県沼田市高橋場町1881番地13
債務者　森尾　　太
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
群馬県沼田市高橋場町1881番地13
債務者　森尾　悦代
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
埼玉県行田市西新町100番地328
債務者　佐藤　亜耶
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８３号
愛知県一宮市枡杁町３丁目10番地　アーバンハイツ202号
債務者　牧村　達道
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部